

## 第7章 保存管理

### 第1節 保存管理の方向性

大塚山古墳群は、既に市街地化された地域に8基が点在する古墳群である。そのため遺跡（遺構）の保存管理については、史跡指定地全体での考え方とともに個々の古墳ごとの観点からも考慮する必要がある。

これらのことを踏まえ、「史跡大塚山古墳群」及びその周辺地区の保存管理の考え方を下記のとおり示す。

#### （1）本質的価値を構成する諸要素

史跡大塚山古墳群の本質的価値は「馬見丘陵の東北につづく低丘陵端に位置する古墳群である。大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上重要である」こと及び「古墳群の主体を成す大塚山古墳は、主軸の長さが約190mを有する壮大な墳丘を成す大型前方後円墳である。堀の跡をとどめるなど保存の状態も良好」であることとされている。そして、これらの価値を構成する要素は、墳丘・埋葬施設・周濠といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形である。

史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これらの諸要素に関する調査を継続的に行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

#### （2）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡大塚山古墳群には、上記本質的価値を構成する諸要素のほかに、主たる構成要素ではないが史跡への理解を深めるための要素として、明治41年に明治天皇を迎えて行われた「陸軍特別大演習」において明治天皇が当地に一時滞在されたことを記念して地域住民により建立された「大元帥陛下駐蹕之處」石碑や中世城館跡として城山古墳や大塚山古墳が利用されたこと、また開発が進み住宅地等に改変されてしまった馬見丘陵のかつての植生を今に伝える大塚山古墳に自生する植物（クヌギ・コナラ等の雑木林）や墳丘に自生する「アザミ」の保護・育成など、地域の歴史的文化的価値や景観的価値を示す要素が所在する。また、史跡の保護・利用（活用）に有効な要素として、案内板・解説板・遺構表示・園路などもある。

これらについては、古墳群としての本質的価値を有する要素の保存・活用を優先して取扱いを検討したうえで、適切に維持管理を図るものとする。

一方、史跡指定範囲内には本質的価値の理解や伝達を妨げるなど、史跡の保護と調整が必要な要素も存在する。住宅、作業小屋、倉庫、鶏小屋、物置、盛土、墳丘の孟宗竹などである。

これらについては、史跡の本質的価値の顕在化の観点からは整理が望ましい。ただし、住民生活や所有者・占有者の権利に密接にかかわるものであり、その対応については慎重に取り扱う必要がある。短期的には現状維持を基本とする。

### (3) 指定地の周辺環境を構成する要素

史跡指定地の周辺については、古墳の周囲に外堤や周濠、また削平された墳丘跡などの存在が確認されているところもあり、これらは指定地内と同じ本質的価値を有する遺構である。現在は史跡指定地ではないものの、文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取扱い、開発行為に対しては届け出等が義務付けられているため、現状保存を基本とした調整を行う必要がある。これらの範囲については史跡指定地と一体で保護することが望ましいため、今後各種調査を進め価値の明示を行い、所有者・占有者の協力のもと史跡の追加指定を進めながら、必要に応じて公有化を検討する。

## 第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法

### (1) 地区区分の概要

大塚山古墳群及びその周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

### (2) 大塚山古墳群の地区区分

大塚山古墳群の保存管理における地区区分については、平成10(1998)年に策定した『史跡大塚山古墳群保存管理計画』において、史跡指定地の利用形態を考慮しA～Dの4つの地区に区分する管理基準を示し管理してきた。保存管理計画策定から20年以上が経過し史跡周辺の環境も変化したことを受け、今回見直しを行い新たに『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を策定することとしたが、保存管理における地区区分については前回計画の考え方を基本的に踏襲することとする。

地区区分の考え方は下記のとおりである。

#### 【A地区】(史跡指定地)

- ・ 現況は、山林・田・畑・池等として利用されている土地。
- ・ 文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となる。
- ・ 現状変更に関する個別の案件については、次節に示す現状変更取扱基準に基づき対処する。
- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ この地区の多くは既に公有地となっている。また、私有地についても大塚山古墳及び丸山古墳は史跡指定時の原状を良く留めている。ただし、城山古墳の墳丘は畑として利用されている。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

#### 【B地区】(史跡指定地)

- ・ 現況は、住宅以外の建築物(倉庫等簡易な建築物)が建築されている土地。
- ・ 城山古墳の周濠部分の一部には農機具小屋や鶏舎などの建築物が建てられている。
- ・ 文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要

となる。

- ・ 原状での建築物の使用については認めるものの、原則として建築等の新築・増築は許可しない。
- ・ 既存建築物の改築等の機会がある場合、土地所有者と協議を行い、積極的に公有地化を図る。

#### 【C 地区】（史跡指定地）

- ・ 現況は、住宅が建築されている土地。
- ・ 高山塚 1 号古墳（中良塚古墳）の墳丘部分及び周濠の過半は町有地となっているが、それ以外の周濠部分には住宅・倉庫が建てられている。
- ・ この地区についても、文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となる。
- ・ 掘削を伴わない既存の小規模建築物（プレハブ相当）の増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が 120 ㎡以下で 2 年以内の期限を限って設置されるものに限り許可する。また、改修または除却は、設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限るものとする。
- ・ ただし、これら改築等の事案がある場合、土地所有者と協議を行い、積極的に公有地化を図る。

#### 【D 地区】（史跡指定地外）

- ・ 現況は、史跡指定の範囲外の土地。
- ・ それぞれの古墳の周濠や外堤等が確認されているほか、その存在が想定されるなど史跡と密接に関係する遺跡の範囲内である考えられる土地。
- ・ 現在は文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるため、開発行為をはじめとする土地の改変については、奈良県知事に対し届出（通知）が必要となる。届出者は県からの指示に従った対応を行うものとする。すでに遺構・遺物等が確認されている場合は、それらに支障がないよう対応する。
- ・ 当該地は「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」に基づき「重要地域・重要遺跡」に定められていることより、原則として事前の発掘調査を実施するものとする。
- ・ これまでの調査により遺構が所在することが確認されている場合や今後の調査で確認できた場合などは、条件等が整い次第追加指定を進めるものとする。
- ・ 史跡の追加指定を予定している地区でもあり、景観の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

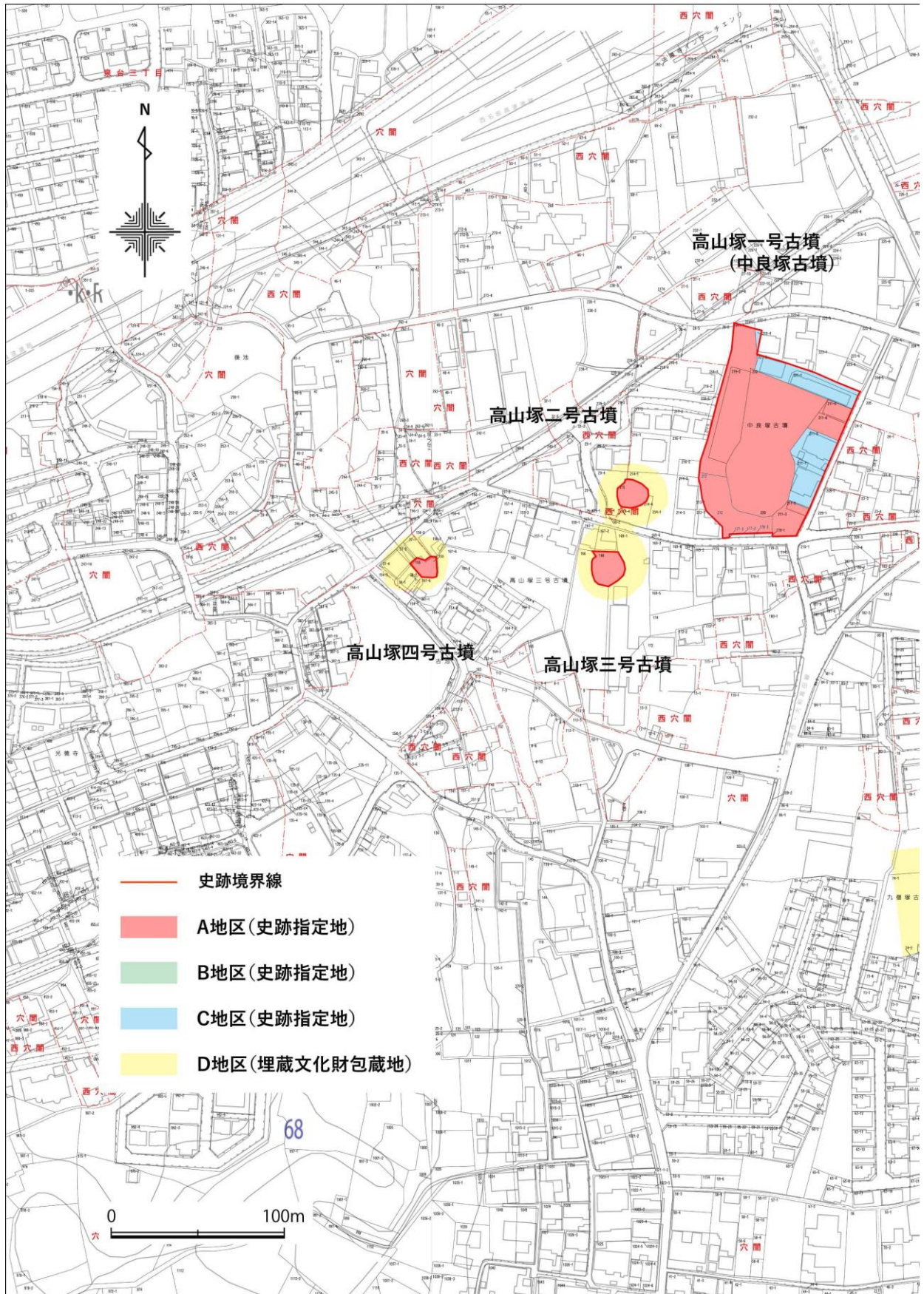
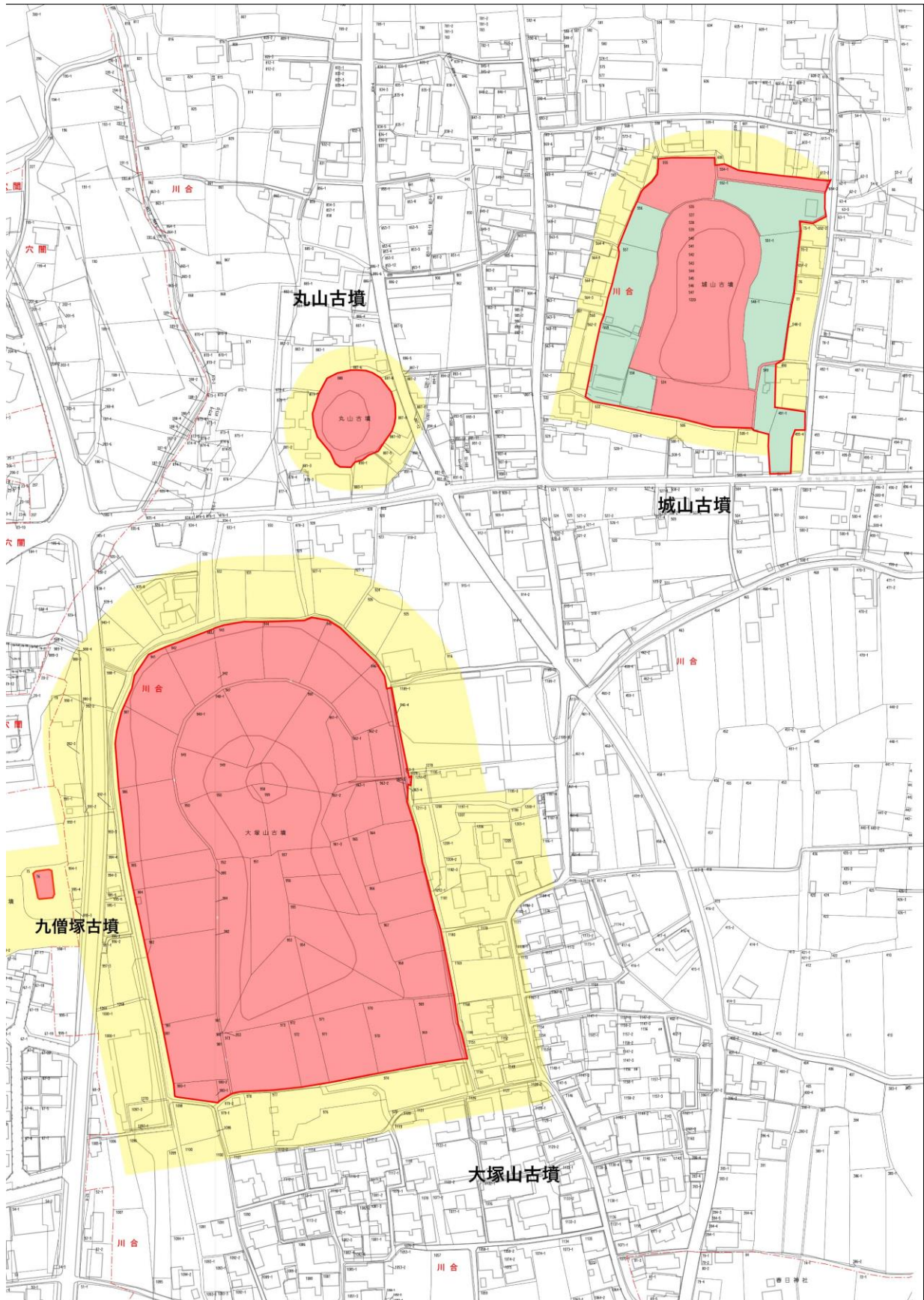


图 44 保存管理





の地区区分図

### 第3節 現状変更の取扱い

史跡指定地における現状変更の取扱い基準は、下記のとおりである。

#### (1) 現状変更等の対象行為

##### ① 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、河合町教育委員会がその事務を行う。

##### ② 現状変更等の内容

###### ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡大塚山古墳群において想定される現状変更行為には、土地所有・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋蔵物の設置、改修
6. 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為(1～4も含む)

###### イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

史跡大塚山古墳群において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

#### (2) 現状変更等の取扱い基準

##### ① 現状変更等の取扱いの基本方針

史跡大塚山古墳群にかかわる現状変更等については、地形の改変、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は認めないことを原則とする。また、墳丘の復旧・養生など、古墳の本質的価値を維持する修築にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における住民生活や農林業等の生活・生業関連、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設、一定の手入れが必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、

史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、河合町教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

## ② 現状変更等の許可申請の範囲

史跡大塚山古墳群における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

### ア. 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

### イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

#### a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・ 墳丘や埋葬施設、遺構と一体となった土地のき損、衰亡箇所の復旧
- ・ 石室等の風化進行の軽減のための石材強化処理
- ・ 埋葬施設等埋没遺構上の堆積土砂の除去

#### b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- ・ 柵、史跡標柱、境界標柱、説明板等保存施設の設置
- ・ 歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- ・ その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
- ・ 既存の施設、史跡の特徴を伝える施設や観光振興に係わる施設の新築（設置）・増築・改築・改修・除却等
- ・ これらに伴う土地の形質の変更

#### c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

### ウ. 公益上必要な行為

以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」

- ・ 既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備
- ・ 水道管等の地下埋設管類の改修、整備
- ・ 斜面崩落防止等防災関連施設の整備

### エ. 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為

- ・ 建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備
- ・ 木竹の伐採、植栽、移植

### オ. 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、事前に河合町教育委員会とその内容について協議したうえで、許可対象物件か否かを判断する。

(3) 現状変更等の行為の許可のうち河合町教育委員会が処理する事務

法 125 条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第 5 条第 4 項に基づき、河合町教育委員会が行う。

- ア. 掘削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の新築・増築・改築・除却（施行令－イ）
  - ・階数が 2 以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m<sup>2</sup>以下のもの、2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築。
  - ・増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が 120 m<sup>2</sup>以下のものに限る。
- イ. 建築物等の除却（施行令－へ）
  - ・建築または設置の日から 50 年以上を経過していない建築物等に限る。
- ウ. 工作物（建築物を除く）の設置、改修（施行令－ハ）
  - ・改修は設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- エ. 道路の舗装若しくは修繕（施行令－ハ）
  - ・それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- オ. 史跡の管理に必要な施設の設置または改修（施行令－ニ）
  - ・法第 115 条第 1 項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置または改修。
- カ. 埋蔵物の設置または改修（施行令－ホ）
  - ・電線、ガス管、水管または下水道管の設置または改修。
- キ. 木竹の伐採（施行令－ト）
  - ・第 7 章第 3 節（4）現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。
- ク. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取（施行令－チ）
  - ・史跡の保存整備を行うに必要な地盤調査（ボーリング調査等）における試料の採取。なお、試料の採取は必要最小限に止めるものとする。
  - ・石室や墓石等古墳の施設から剥離等した石材の採取。ただし、詳細な剥離カ所が不明で、修復不可能なもの及びφ5~10 cm以内の拳大の大きさの石材に限る。

(4) 現状変更等の許可を要しない場合

法 125 条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、史跡大塚山古墳群における許可を要しない場合をあげる。

なお、以下に掲げる行為であっても、文化庁が許可権者とされている行為は含まれない。

① 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第 4 条に維持の措置の範囲とし、以下のように定められている。

- (1号) 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく



当該史跡等の原状に復するとき。

- (2号) 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (3号) 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔史跡大塚山古墳群における維持の措置の例〕

- ・病虫害に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去（上記2号）
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧（上記第1号及び第2号）
- ・石室石材の転落、移動、石材の不安定箇所の原因位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等（上記1号及び2号）

## ② 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構の保存・養生、遺構と一体となった土地の崩落防止・養生、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等・流木・土砂等の除去

## ③ 保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの

史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また史跡や公園の周知、普及等も含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については原則掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

〔住民生活・生業・森林管理関連〕

- ・病虫害や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去
- ・立木所有者・管理者が行う樹木の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち

〔公益上必要な関連施設〕

- ・道路及び附属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削を伴わないもの）、河川及び護岸等附属施設の清掃、河川堆積物の除去
- ・既存の建築物・工作物の補修、小規模工作物の撤去、更新

〔史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連〕

- ・史跡に管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一体となった土地等の軽微な補修・改善等の措置

- ・史跡等整備施設の小規模改修：管理用柵の修繕・更新、説明板等の部分的または同規模・同素材による更新

〔史跡の管理者が行う維持管理行為〕

- ・日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為（点検、維持的措置）であり、史跡に影響を与えない行為
- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病虫害防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・景観木等の定期的な剪定・刈込剪定、施肥、倒木の除去、薬剤散布、枝下し等
- ・景観木や大径木等史跡の景観ポイントとなる樹木が枯死またはその一部が枯損した場合の枯死木の除去、または枯損箇所の伐採（上記3号）

#### 第4節 「重要地域・重要遺跡」における埋蔵文化財の取扱いについて

奈良県では「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」に基づき、決定された「重要地域・重要遺跡」の範囲内における開発事業等の取扱いを定めている。河合町においても「大塚山古墳群」を含めた8つの遺跡がこれに該当する。

これら「重要地域・重要遺跡」の範囲内における開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、下記にあげた発掘調査が困難と考えられる事例を除いて、原則として事前の発掘調査を実施することとする。

■発掘調査を要さない事例

- A. 3ヶ月以内の期限を限って設置される仮設物。  
建築物の場合は、床面積120㎡以内で、地階を有さないもの。  
仮設物には、掘削を行わない工事用道路を含む。
- B. 建築物以外の簡易な工作物の設置・改修  
簡易な工作物とは、門・生け垣・塀・電柱・道路標識・信号機・ガードレール・小規模な各種観測機器の設置等を指す。
- C. 道路の舗装若しくは修繕  
道路の舗装とは既設の未舗装道路の舗装を言う。修繕とは、既設道路の破損、劣化に対応して行われる部分的な修復や、路床の掘削を伴わない舗装のやりかえを指す。
- D. 電線・ガス管・水道又は下水道管の改修  
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。
- E. 水路の改修  
改修とは過去に掘削された範囲内における工事を指す。

以上に該当するもの以外にも、過去の発掘調査の成果や事業内容を鑑みて立会とするものもある。

表 6 現状変更の取扱い基準

地区区分		A地区	B地区	C地区	D地区	
		史跡指定地	史跡指定地	史跡指定地	埋蔵文化財包蔵地	
地区の概要		史跡指定地内（田・畑・山林・池等として利用されている）	史跡指定地内であるが、現況では住宅以外の建物が所在する。	史跡指定地であるが、現況では住宅等が所在する。	史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地	
既存の施設等	建築物		農機具小屋、鶏舎等	住宅、倉庫		
	工作物	石碑（「大元帥陛下駐蹕之處」碑）、解説板		解説板		
	道路等					
	その他					
現状変更の規制	建築物・工作物	新築	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、墳丘・石室・周濠等の史跡の価値を損なわない範囲において認める。	現状での建物の使用は認めるものの、原則として新築は認めない。	現状での建物の使用は認めるものの、原則として新築は認めない。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。
		増築	同上	同上	掘削を伴わない既存の小規模建築物（プレハブ相当）の増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が120㎡以下で2年以内の期限を限って設置されるものに限り許可する。また、改修または除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限るものとする。	—
		改築	同上	同上	同上	—
		除去	認める。			
	道路等	新設	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、史跡の価値を損なわない範囲において認める。			周知の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。
		拡幅		同上		同上
		補修		同上		同上
	その他	地形の変更等		同上		同上
		樹木の植栽・伐採・抜根	防災・景観保全・史跡の価値を損なわない範囲において認める。	所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		同上
	景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		
発掘調査		史跡の調査研究・保存管理・整備活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。			周知の埋蔵文化財包蔵地内は、文化財保護法に基づく取扱いとする。	
追加指定		—	—	—	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。	
土地の公有化		—	既存建物等の改築・改修の機会がある場合、所有者との協議を行い、積極的に公有化を図る		史跡指定後、必要に応じ公有化を検討する。	
史跡整備		史跡としての価値を最大限に護ることを優先として、構成要素の保存対策としての整備を実施する。また、価値を正しく伝え理解してもらうため解説板等の設置・充実を行い、文化財保護の精神の醸成を図る。			地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。	

## 第5節 植生管理について

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てるものとする。

特に、大塚山古墳において近年「竹類」による他の樹域への浸食が著しい。竹類による浸食は遺構へ悪影響を及ぼす危険があるため、浸食を防ぐ手立てを検討のうえ、適切な植生管理を実施するものとする。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・大塚山古墳からの眺望や大塚山古墳を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち、切り下げを行う。
- ・大塚山古墳周辺において自生し地域の景観を構成している植物（アザミ）の保護・遺跡を図る。

## 第6節 史跡の追加指定と公有化について

史跡指定地内には、町有地、民有地が混在しているところもある。

民有地のうち、墳丘や周濠など重要遺構が存在する区域は、必要に応じて公有化を検討する。未調査ながら、周濠や外堤等の重要な遺構が存在すると推定される区域の民有地は、調査結果により公有化を検討する。

その他の民有地は現状維持を基本とするが、遺構の保存、活用、整備の必要性や緊急度等を十分に見極めたうえで、公有化について検討する。